

現在、従業員ノ中係員ト稱スル公認権ヲ有スルモノハ之レヲ此ニ還付(返上)スルコト、次ハ係員ノ中ニ給料ニ係員手当ト稱スル意味ノモノ含有スルモノアリシ時ハ同時ニ其ノ全額ヲ削除スルコト

三、改革後ノ係員故派條文  
現在、従業員ノ中ヨリ聊々私心ノナキモノ公認権ヲ具シタルモノヲ右部ヨリ一名ヲ限リ選任スルコト(型部ハタイヤ部ニ編入スルコト、和合ハ精強部ニ編入スルコト)タイヤ部中袋部、ホース部、精強部、機強部、倉庫部、次ニ右六名ノ中ニテ最モ優秀ナル善行者ヲ一ニ部長トスルコト右ノ選任者ハ現行無報酬ニテ服務スルコト但シ年ニ別ノ決算報告ノ時若干ノ加増料ヲ贈ルコトハ可ト、  
四、現在ノ食費ヲ改善シテ従業者等ノ凡テ一食(一會)共ニ一室ニ安息スル條文

現在ノ食費ヲ改善シテ冬季ハストーブニ薪ヲ燃へ夏ハ室内ヲ温暖ニスルコト

工手ノ中或ハ働レシテモ、食費等ニ適当ナルモノヲ一名與テラ伴ニ作業場ノ外部ノ掃除ヲセザルコト

五、益スルモノハ勿レニアルモノ  
第一ハ盗難ノ憂ナシ

第二ハ相互ノ向上心ヲ強メ従業員分快税トナリ税率自然ニ昇ルコトヲ得

第三ハ相互ノ意志ノ疎通スル得ルコト全シ、紛雜荒亂ノ業分ヲ消定ムルコトヲ得、